

争議の未然防止を計ること

○小作人に對し

- 一、本月十七、十八日の兩日に亘り本年度小作米徴免に對する個人的契約は一切解除すること
 - 二、昭和八、九年度^{初年}争議未納小作米は納付せざること
 - 三、本年度小作米は岡山標準に準じて完納すること
 - 四、昭和十一年度より小作調停委員を設け小作争議の未然防止を計ること
 - 五、全農福佐聯合會と連絡を斷つこと
- 地主側は原案を承認したるも小作人側は原案中第四項の平均五割の奨励米は争議關係者と關係なき小作人とは差別を行われ度しと主張したる爲前案を六割徴免を四割に變更す

第五項全農福佐聯合會との連絡を斷つる件は然るの必要ありとして別案にて協議をなしたるも容易に意見一致せざる處岡川水平社早長地血執行委員長久藤某の轉旋にて全農福佐を脱退する事以決定後實働集金二十七日午前五時委員會再開し調停案を承認せり。

地主側は二十九日訴訟を^取下小作人側は組合脱退の意思表示として組合議を委員長の下に納付し解決せり。

岡みに調停委員會に因り米騒中の町田労働部長並に清原福岡出張所長列席轉旋に努めたのである。